

**建設業経営事項審査の手引き**  
(提出・提示書類一覧)

H30.12.14 現在

**提出書類**

1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(様式第二十五号の十一) 2ページ	各3部 (正本1部、副本2部)	必ず提出
2 工事種類別完成工事高(別紙一)		
3 技術職員名簿(別紙二)		
4 その他の審査項目(別紙三)		
◎ 経営状況分析結果通知書	原本1部、写し1部	
◎ 別記様式第1号 工事種類別完成高付表	各2部	該当する場合のみ提出
◎ 別記様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類		
◎ 別記様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿		
◎ 経理士名簿		
◎ 建設機械の保有状況一覧表		

北海道収入証紙貼付額	経営規模等評価申請料 8,100円+(2,300円×申請業種数)
	総合評定値通知請求料 400円+(200円×申請業種数)

**記入方法及び提出・提示書類** ◎：提出書類 ○：提示書類 (「写」と記載以外は原本提示)  
※詳しい記入方法については、「経営事項審査申請書の記載要領」を参考にしてください。

**1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申請書・総合評定値請求書(様式第二十五号の十一)**

主な記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題等の不要なものを二重線で消す。例 経営規模等評価再審査申立書</li> <li>・項番02 許可番号は分析結果通知と同じ番号の頭に「7」を記入。許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入。</li> <li>・項番04 経営事項審査の申請日から直近の決算日(分析結果通知と同じ日)を記入。</li> <li>・項番15 経営事項審査の申請日に持っている許可業種に「1」(一般)又は「2」(特定)と記入。</li> <li>・項番16 経営規模等評価等を申請する建設業について「9」と記入。</li> <li>・項番18 利益額(営業利益額+減価償却実施額)の2期平均額を記入。(千円未満端数切捨)</li> </ul>
提出・提示書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎経営状況分析結果通知書(原本と写し)</li> <li>○建設業許可通知書</li> <li>○建設業許可申請書一式</li> <li>○変更届書、廃業届等</li> <li>○決算報告書一式</li> <li>○前回受けた経営事項審査申請書一式</li> <li>○初めて経審を受ける場合は、次の①又は②             <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人番号指定通知書(写) ②国税庁法人番号公表サイトで検索した法人番号が記載された印刷物</li> </ul> </li> </ul>

**2 工事種類別完成工事高(別紙一)**

主な記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請する工事をすべて記入する。(様式第二十五号の十一の項番16と一致する。)</li> <li>・次のいずれかの工事を申請する場合は、それぞれ内訳の工事も記入すること。(該当しない場合は工事高に0を記入)</li> </ul>							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工事の種類</th> <th style="width: 50%;">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>010 土木一式</td> <td>011 プレストレストコンクリート構造物</td> </tr> <tr> <td>050 とび・土工・コンクリート工事</td> <td>051 法面処理</td> </tr> <tr> <td>110 鋼構造物工事</td> <td>111 鋼橋上部</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に「とび・土工事業」又は「解体工事業」を申請する場合は、「300 とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」も記入すること。(完成工事高はとび・土工・コンクリート工事と解体工事の合計を記入すること。)</li> <li>・平成28年6月1日以後に経過措置規定に基づき、とび・土工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者が、経営事項審査を申請する場合は、工事経歴書は「とび・土工・コンクリート工事」と「その他(解体工事)」に分けて作成すること。</li> <li>・3年平均を選択する場合は、基準決算の前期、基準決算の前々期の完工高を合算した額を2で除した額を、項番32へ記入する。(千円未満端数切捨)</li> <li>・一式工事は通常元請工事のみ。建築一式工事は基本的に建築確認を必要とする新築及び増改築工事のみ。それ以外は原則専門工事。一括下請工事は公共工事については禁止。民間工事は発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合は可能。ただし、共同住宅の新築工事は、一括下請負は禁止。</li> </ul>	工事の種類	内訳	010 土木一式	011 プレストレストコンクリート構造物	050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理	110 鋼構造物工事
工事の種類	内訳							
010 土木一式	011 プレストレストコンクリート構造物							
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理							
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部							

提出・提示書類	<p>◎別記様式第1号 工事種類別完成高付表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完成工事高を他の申請業種に積上を行う場合作成する。 <b>積上ができる専門業種</b> <b>土木一式工事←とび、石、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体</b> <b>建築一式工事←大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体</b></li> </ul> <p>○工事経歴書(様式第2号)(昨年経審を受けていない場合は、2又は3年度分必要) 原則、各業種につき元請工事及び合計金額の7割以上を個別に記載していること。 軽微な建設工事については、10件までで記載を止めてよい。 ※軽微な工事=1件500万円未満(税込)の工事(建築一式工事の場合は1,500万円未満(税込)の工事)</p> <p>○工事経歴書に係る次の①~③のいずれか <b>※工事内容が確認できない場合は、工事内訳書、見積書、建築確認済証等も必要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①契約書(JVの場合は、出資割合の読みとれる協定書)</li> <li>②注文書(契約書がない場合)</li> <li>③請求書(契約書及び注文書がない場合)</li> </ol> <p>○消費税確定申告書 次の①又は② ※確認する工事経歴書と同じ事業年度分必要 <b>※売上高が課税標準額を上回る場合は資料も必要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①税務署の收受印がある原本</li> <li>②電子申告の場合:「申告書」及び「納付書 又は 税務署からの受信通知メール」</li> </ol> <p>○契約後 VE による契約額の減額の金額が証明できる書類(契約額変更の契約書等)</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 技術職員名簿(別紙二)

主な記入方法	<p>審査基準日に次の①及び②の条件を満たす技術職員名を記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①申請する業種に係る資格又は実務経験を有すること。(資格取得日は、審査基準日以前に限る。)</li> <li>②期間を限定されることなく雇用されていること。</li> </ol> <p>・新規掲載者の欄には、審査対象年内に新規に技術職員になった者について○を記入する。 ・審査基準日現在の満年齢の欄には、技術職員の審査基準日時点の満年齢を記入する。 ・技術職員1人につき2業種までの担当業種コードと有資格区分コードを記入する。 ・技術職員の申請する業種について、次のア~ウの要件を全て満たす場合は、「資格講習」欄に「1」を、満たさない場合は「2」を記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格相当)</li> <li>イ 監理技術者資格者証の交付を受けていること(審査基準日が交付年月日から有効日の間に含まれていること)</li> <li>ウ 法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内(審査基準日以前5年以内)に受講していること</li> </ol> <p>・平成28年6月1日から平成31年5月31日までに、「とび・土工」と「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。とび・土工工事業及び解体工事業の技術職員については、業種コードの欄にとび・土工工事業・解体工事業(経過措置)のコード「99」を記入する。</p>
提出・提示書類	<p>○名簿に記載されている技術者に係る資格証明書(原本)、登録基幹技能者講習修了証(原本)、実務経験証明書、卒業証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電気工事士」及び「消防設備士」や、基準日以降に除籍になっている場合は免状のコピーでよい。</li> <li>・前回受けた経審の技術者名簿に記載されている資格については、その名簿の提示でよい。</li> <li>・登録基幹技能者講習修了証、大臣特認資格者の認定書は毎回原本提示とする。</li> <li>・建設業許可・変更の「専任技術者証明書、国家資格者・監理技術者一覧表」で既に登録されている技術者は、振興局受理の当該更新・変更届及び免許証等の写しでよい。</li> </ul> <p>※実務経験証明書は、建設業許可申請様式第9号に必要な年数分を記載する。(経営事項審査申請日前に内容審査を受け、石狩振興局の收受印が押されていること。)</p> <p>○監理技術者資格者証(写) ○監理技術者講習修了証(写) ○技術者の常勤性及び6ヶ月を超える恒常的雇用関係を確認できる書類(次の①~⑤のいずれか該当するもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①従業員: ○雇用保険被保険者資格喪失届入力表(被保険者種類区分「3」の場合は12ヶ月以上)</li> <li>②役員: ○社会保険健康保険証(写) 又は 所属の確認ができる健康保険証(写)</li> <li>③雇用期間が限定されている高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者: <ul style="list-style-type: none"> <li>◎別記様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿</li> <li>○雇用保険被保険者資格喪失届入力表</li> <li>○就業規則(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は労働基準監督署の受付印のある就業規則)</li> </ul> </li> <li>④基準日に在籍していたが、申請日には除籍となっている者: <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険被保険者資格喪失届</li> </ul> </li> <li>⑤上記で確認できない者: <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険証(写)</li> <li>○賃金台帳 又は 源泉徴収簿(審査基準日以前の6ヶ月を超える期間分)</li> </ul> </li> </ol>

#### 4 その他の審査項目(別紙三)

審査基準日現在での状況で記入する。 提出・提示書類は、基準日を含む年度のものとする。	
項番 4 1 雇用保険	
記入方法	雇用保険に加入している場合は「1」 適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」 従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外となる場合は「3」
提示書類	○次の①又は② ①労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(概算・増加概算算定期間内に基準日が含まれているもの) ②労働保険事務組合発行の納入通知書 ○領収済通知書 ※分納の場合：決算月が4～7月のときは第1期分、8～11月のときは第2期分、12～3月のときは第3期分 例 平成30年3月決算の場合：「平成29年度の申告書」と「平成29年度分の領収済通知書(分納の場合は第3期分)」 平成30年4月決算の場合：「平成30年度の申告書」と「平成30年度分の領収済通知書(分納の場合は第1期分)」
項番 4 2 健康保険	
記入方法	健康保険組合に加入している場合は「1」 強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」 個人事業者でかつ、従業員が4名以下であるため健康保険の適用が除外される場合は「3」 建設国保に加入している事業者は「3」
提示書類	○健康保険組合又は建設国保の加入を確認する書類(「1」又は「3」の場合) 次の①～③のいずれか ①保険納付書 ②領収証書 ③納入証明書 例 平成30年5月決算の場合：平成30年5月分保険料の支払領収証書
項番 4 3 厚生年金保険	
記入方法	厚生年金保険に加入している場合は「1」 強制適用事業者であるにもかかわらず加入していない場合は「2」 個人事業者で、かつ、従業員が4名以下であるため厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」
提示書類	○厚生年金保険の加入を確認する書類 次の①～③のいずれか ①保険納付書 ②領収証書 ③納入証明書 例 平成30年5月決算の場合：平成30年5月分保険料の支払領収証書
項番 4 4 建設業退職金共済制度	
記入方法	勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」 締結していない場合は「2」 ※ただし、契約を締結していても正当な理由が無く共済証紙等の購入実績がない場合は「2」
提示書類	○次の①又は② ①建退共北海道支部の発行する加入履行証明書(経審用) ②「共済契約者証」及び「掛金収納書(直前決算期内に購入したもの)」
項番 4 5 退職一時金制度若しくは企業年金制度	
主な記入方法	次のいずれかに該当する場合は「1」 いずれにも該当しない場合は「2」 ・労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。 ・勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金契約が締結されていること。 ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約が締結されていること。 ・厚生年金基金の設立、法人税法に規定する適格退職年金契約の締結(平成24年3月31日迄)、確定給付企業年金法に規定する確定給付型企業年金の導入又は確定拠出年金法に規定する企業型年金の導入を行うこと。
提示書類	○次の①～⑨のいずれか ①就業規則(常時10人以上の労働者を使用する事業所の場合は、労働基準監督署の収受印のあるもの。) ②労働協約(写) ③中小企業退職金共済事業団の発行する加入証明書 ④適格退職年金の保険証券 ⑤厚生年金基金の領収証書 ⑥厚生年金基金の発行する加入証明書 ⑦確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ⑧企業年金基金の発行する加入証明書(確定給付企業年金(基金型)の場合) ⑨資産管理運用機関の発行する加入証明書(確定給付企業年金(規約型)の場合)

項番 4 6 法定外労働災害補償制度	
主な記入方法	<p>(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事組合連合会又は民間保険会社のとの間で、次のア～ウの3条件を満たす契約を締結している場合は「1」、締結していない場合は「2」</p> <p>ア 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。</p> <p>イ 直接の使用関係にある職員及び下請人(孫受人等を含む)の直接の使用関係にある職員をすべて対象とすること。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険法に基づく障害等級の1～7級を対象とすること。</p> <p>※ただし、<u>準記名式</u>保険の場合は、政府の労働災害補償保険に加入しており、審査基準日を含む年度の保険料を納付していること。</p>
提示書類	<p>○次の①～④のいずれか</p> <p>①建設労災補償共済制度加入証明書</p> <p>②全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書</p> <p>③労働災害補償共済契約加入者証明書</p> <p>④民間保険会社と契約した保険証券 又は <b>加入証明書 ※保険会社の公印のあるもの</b></p> <p>※上記ア～ウの要件が読みとれない場合は、内容の確認できる附属明細書等を添付すること。</p> <p>※<u>準記名式</u>保険の場合は、政府の労働災害補償保険料を納付したことを証する書面(申告書及び納付書)も必要となる。</p>
項番 4 8 民事再生法又は会社更生法の適用	
記入方法	<p>再生、更正手続きが開始されている場合は「1」、適用されていない場合は「2」を記入すること。</p> <p>※平成23年4月1日以降に民事再生、更正手続きの申立を行った場合に該当とする。</p>
提示書類	<p>○裁判所から送付される再生手続き開始決定通知書</p> <p>○再生手続き終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写等)</p>
項番 4 9 防災活動への貢献の状況	
記入方法	<p>国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」</p> <p>締結していない場合は「2」</p>
提示書類	<p>○防災協定(写)</p> <p>○当該団体に加入していることを証する書類</p> <p>○防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(活動計画書・組織図等) <b>※証明書記載例の要件を満たした証明書があれば不要</b></p>
項番 5 2 監査の受審状況	
記入方法	<p>会計監査人を設置している場合「1」</p> <p>会計参与を設置している場合「2」</p> <p>経理処理の適正を確認した旨の書類を提出している場合「3」</p> <p>いずれも設置していない場合「4」</p> <p>※ただし、「1」の場合、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定(又は限定付)適正意見を表明していること。</p>
提出・提示書類	<p>「1」の場合：①は必須、②又は③ ①登記事項証明書 ②有価証券報告書(写) ③監査報告書(写)</p> <p>「2」の場合：①及び② ①登記事項証明書 ②会計参与報告書(写)</p> <p>「3」の場合：◎別記様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類</p> <p>※建設業に従事する常勤の職員である経理事務の責任者(公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者、一級登録経理試験合格者)が署名してあること。</p>
項番 5 3 公認会計士等の数	
項番 5 4 二級登録経理試験合格者の数	
記入方法	<p>・公認会計士、会計士補、税理士の資格を有する者及び一級登録経理試験の合格者の人数を記載すること。</p> <p>・二級登録経理試験の合格者の人数を記載すること。</p>
提出・提示書類	<p>◎経理事務士名簿</p> <p>○次の①又は②</p> <p>①合格証</p> <p>②前回の経理事務士名簿(受付印のあるもの)</p> <p>○常勤性及び恒常的雇用の確認できる書類</p>
項番 5 5 研究開発費	
記入方法	<p>会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定(又は限定付)適正意見を表明している(項番51で「1」と記入した)場合、「注記表」に記載された研究開発費の2期平均額を記入する。</p> <p>ただし、2期平均の研究開発費が5,000万円未満の場合、加点にはならない。</p>
提示書類	<p>○決算報告書の注記表</p> <p>○有価証券報告書(写)</p>

項番 56 建設機械の所有及びリース台数	
主な記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車、移動式クレーンの保有台数を記載する。</li> </ul> <p>※注：対象となる建設機械は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの</li> <li>・ブルドーザー：自重が3トン以上のもの</li> <li>・トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの</li> <li>・モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの</li> <li>・大型ダンプ車：車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの。又は、表示番号指定申請書に主として経営する事業の種類を建設業と記載し、表示番号の指定を受けているもの（車検証備考欄に表示番号の後に（建）表記と運輸支局等名小印の押印）</li> <li>・移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上</li> </ul>
提出・提示書類	<p>◎建設機械の保有状況一覧表</p> <p>○「売買契約書」又は「リース契約書（審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているもの）」</p> <p>○上記の（※注）の要件が確認できるカタログ（写）</p> <p>○次の①～③のいずれか該当するもの</p> <p>①特定自主検査記録表（新品については提示不要）【ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダーの場合】</p> <p>②車検証（写）【大型ダンプ車の場合】</p> <p>③製造時等検査証（写）又は性能検査証（写）【移動式クレーンの場合】</p> <p>※前回の建設機械の保有状況一覧表と記載内容に変更がない建設機械の場合</p> <p>○前回の一覧表（受付印あるもの）</p> <p>○上記の①～③のいずれか該当するもの</p>
項番 57 ISO9001の登録の有無	
項番 58 ISO14001の登録の有無	
記入方法	<p>会社単位でISOを取得している場合は「1」</p> <p>取得していない場合は「2」</p> <p>※会社単位で取得がなくても、許可を受けている全ての営業所が取得している場合は「1」とする。</p>
標榜	<p>○ISO認証登録証明書（建設業に係るもの）</p> <p>○付表（建設業の営業所が全て記載されていること）※該当する場合のみ</p>
項番 59 若年技術職員の継続的な育成及び確保	
記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」、該当しない場合は「2」</li> <li>・若年技術職員の割合(B/A)欄は、小数点第2位以下切捨てで記載すること。</li> </ul>
項番 60 新規若年技術職員の育成及び確保	
記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度に新規掲載された人数が、技術職員数の合計の1%以上に該当する場合は「1」、該当しない場合は「2」</li> <li>・新規若年技術職員の割合(C/A)の欄は、小数点第2位以下切捨てで記載すること。</li> </ul>
注意事項	<p>※上記の書類については、正当な理由がない限り原本を提出または提示してください。</p> <p>なお、原本提出を困難とする理由が、やむを得ないと認められる場合には、写し又はそれに代わる書類で認めることがあります。</p> <p>※上記の書類で確認できない場合等には、上記以外の書類を求めることがあります。</p> <p>※申請書類に不備がある場合、申請書を受理できないことがあります。</p> <p>※鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。</p>

大型ダンプ車	移動式クレーン	モーターグレーダー
		

車両系建設機械一覧

整地・運搬・積込用機械

							
ブルドーザー	モーターグレーダー	トラクターショベル ホイール式      クローラ式		ずり機械	スクレーパー	スクレープドーザー	
<p>トラクターにブレードを取り付けて、掘削、整地、押土などの作業に用いられる。トラクター系建設機械の代表的なもの。</p>		<p>整地、切り取り、砂利道の補修などの作業に用いる他、作業装置を取り替えることによって除雪作業にも用いられる。</p>		<p>トラクターにバケットを取り付けたもので、積み、運搬、地表面上の土砂の切り取り作業に用いられる。</p>		<p>ずり処理用の機械で、地表面でも使用されるが、多くは掘削、積み、運土、まき出しの各作業を一貫して行うことができ、一般に大規模な土工事に使用する。</p>	<p>クローラ式トラクターにスクレーパー機構を組み合わせたもので、用途はスクレーパーとほぼ同じ。</p>

掘削用機械

								
パワーショベル 油圧式      機械式		ドラグショベル(バックホウ) クローラ式      ホイール式		ドラグライン	クラムシェル 油圧式      機械式		バケット掘削機	トレンチャー
<p>上部旋回体にショベルの作業装置を取り付けたもので、主として地表面より上の掘削に用いられる。</p>		<p>バックホウの主力は油圧式で、主として地表面より下の硬い土の掘削に適する。</p>		<p>地表面より下の比較的軟らかい土や砂利などの掘削を行う。河川や軟弱地など作業に適している。硬い土の掘削には適さない。</p>	<p>ドラグラインと同様、地表面より下の比較的軟らかい土や、破砕された岩石などの掘削に用いられ、特に掘削断面が小さく、深く掘削する場合に適している。</p>		<p>バケットホイールエキスカベータともいう。大規模土工事に用いられ、掘削と積込が連続して行える。比較的軟らかい土地の掘削に適している。</p>	<p>連続溝掘削に用いる</p>